

沖縄総合事務局における 港湾・空港工事に関する入札・契約の概要 (総合評価落札方式について)

令和7年10月
沖縄総合事務局
開発建設部 港湾空港品質確保室

令和7年度の変更点

- ・発注標準の見直し
- ・監理技術者等の工事現場における専任について
- ・女性の活躍推進に向けた公共調達に関する取組
- ・技術提案の評価基準見直し等について
- ・技術提案評価型SI型(港湾局版SI型)の試行
- ・賃上げを実施する企業に対する加点措置(継続)
- ・【参考】総合評価方式における欠格事項について

発注標準の見直し

○資材価格および労務費の上昇に対応した発注標準の見直し

工事規模による発注等級(ランク)の標準区分(港湾・空港工事)

<R7年度見直し>

工種	入札契約方式	工事規模(予定価格)	等級	備考
港湾土木工事 空港等土木工事 港湾等しづんせつ工事	一般競争 (政府調達)	8. 1億円以上	—	※経営事項評価点数による
	一般競争	5. 0億円以上 8億1千万円未満 <u>1. 0億円</u> 以上 5. 0億円未満 <u>1. 0億円</u> 未満	A B C	
港湾等鋼構造物工事	一般競争 (政府調達)	8. 1億円以上	—	※経営事項評価点数による
	一般競争	<u>4, 200万円</u> 以上 8. 1億円未満 <u>4, 200万円</u> 未満	A B	
空港等舗装工事	一般競争 (政府調達)	8. 1億円以上	—	※経営事項評価点数による
	一般競争	<u>1. 4億円</u> 以上 8. 1億円未満 <u>6, 000万円</u> 以上 <u>1. 4億円</u> 未満 <u>6, 000万円</u> 未満	A B C	

○建設業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、金額要件を改定

契約予定金額が**4,500万**以上のものについて、監理技術者又は主任技術者はその契約工期において、工事現場ごとに専任のものでなければならない。

主任技術者（監理技術者）の資格一覧表

工事種別			港湾土木 空港等土木	港湾等 鋼構造物	空港等 舗装	港湾等 しゅんせつ	備考
建設業の種類			土木一式工事 (土)	鋼構造物工事 (鋼)	ほ装工事 (ほ)	しゅんせつ工 事(しゅ)	
資格区分							
建設業法	1級建設機械施工管理技士		○ ◎		○ ◎		
	2級建設機械施工管理技士（第一種～第六種）		○		○		
	1級土木施工管理技士		○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
	2級土木施工管理技士	種別	土木 鋼構造物塗装 薬液注入	○	○	○	
	1級建築施工管理技士				○ ◎		
	2級建築施工管理技士	種別	建築 躯体 仕上げ		○		
	1級建築士				○ ◎		
	・建設						
	・総合技術監理（建設）		○ ◎	○ ◎*	○ ◎	○ ◎	*科目を「鋼構造及びコンクリート」に限定すること。
	・農業「農業土木」		○ ◎				
技術士法	・総合技術監理（農業「農業土木」）						
	・水産「水産土木」		○ ◎				
	・総合技術監理（水産「水産土木」）		○ ◎			○ ◎	
	・森林「森林土木」		○ ◎				
	・総合技術監理（森林「森林土木」）						

◎：契約予定金額が1億6,000万円以上の工事

○：契約予定金額が**4,500万円**以上1億6,000万円未満の工事

※契約予定金額が**4,500万円**未満の工事については、工事内容や地域の状況等を勘案して適切に対応すること。

※港湾5職種以外は、国土交通省「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」を参考に適切に対応すること。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000082.html

10月1日以降の入札公告の案件から適用

○令和6年4月より港湾土木A等級の工事及び港湾土木工事のWTO工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を加点評価する取組(以下、「本取組」という。)を実施してきたところである。

○今般、更なる取組拡大のため、本取組の対象を総合評価落札方式及び企画競争方式(プロポーザル方式を含む)における全ての公共工事等(測量・調査及び建設コンサルタント等業務を含む)に拡大することとし、令和7年10月1日以降に公告を開始する案件から適用する。

対象範囲 : 総合評価落札方式及び企画競争方式(プロポーザル方式を含む)における全ての公共工事等(測量・調査及び建設コンサルタント等業務を含む)

適用時期 : 令和7年10月1日以降に公告を開始する案件から適用

評価基準

評価基準
次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

女性の活躍推進に向けた公共調達に関する取組

10月1日以降の入札公告の案件から適用

①港湾空港工事の段階的選抜方式を適用しないWTO対象の工事(外数)

評価項目	評価基準	配点	
		率	点数
ワーク・ライフ・バランス等推進企業	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている	技術提案の配点の0.5%※	1.0点

※0.5%以上の整数で適宜設定

②港湾空港工事のA等級及び段階的選抜方式を適用するWTO対象の工事

評価項目	評価基準	配点	
		率	点数
企業の能力等 その他の自由設定項目	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている	企業の能力等の合計配点の2.5~5.0%	施工Ⅰ型・Ⅱ型： 0.5点 施工Ⅰ型・Ⅱ型以外： 0.2点

①②以外の工事

評価項目	評価基準	配点	
		率	点数
企業の能力等 その他の自由設定項目	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている	企業の能力等の合計配点の1.0~2.5%	施工Ⅰ型・Ⅱ型： 0.2点 施工Ⅰ型・Ⅱ型以外： 0.1点

10月1日以降の入札公告の案件から適用

【技術提案の評価基準見直しについて】

- 従来の3段階評価では、技術提案間の差を十分に評価できなくなっているため評価区分を5段階に見直すこととした。

【対象】

技術提案評価S型、WTO・S型、施工計画重視型、チャレンジ型

【評価方法】

技術提案については、現場条件等を踏まえ、有効性及び確実性等を総合的に勘案し、以下の5段階で評価する。

(例: 1テーマ×3提案の場合)

10点: 現場条件等を踏まえ、非常に高い効果が見込まれる。

7.5点: 現場条件等を踏まえ、高い効果が見込まれるとともに、生産性向上の取組が認められる。

5.0点: 現場条件等を踏まえ、高い効果が見込まれる。

2.0点: 現場条件等を踏まえ、効果が見込まれる。

0点: 標準的な内容。

10月1日以降の入札公告の案件から適用

【技術提案の提案数の明確化】

- 技術提案作成に要する負担を軽減する観点から、技術審査評価型(S型)において求める提案数を明確にする。また、これにより真に効果的な技術に焦点を当てた提案を促すことで、技術提案の質の向上と優れた技術の採用を図る。

【技術提案のテーマ数】

- WTO以外は「1テーマ×3提案」を基本とする。
- WTOの場合は、「2テーマ×3提案」を基本とする。

【技術提案数】

技術提案評価型S型、WTO・S型では以下の事項に留意する。

(例: 1テーマ×3提案の場合)

技術提案事項	提案内容	技術提案	留意事項
テーマ①	提案①	技術① +技術② +技術③	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、<u>1提案につき1技術を評価対象（技術①）</u>とする。ただし、付加的に他の技術（技術②③）を一体的に組み合わせることで提案効果が一層高まる場合に、<u>1提案につき最大3技術までを含めることができる</u>。
	提案②	技術① +技術② +技術③	<ul style="list-style-type: none"> 4技術以上を提出した場合、4技術目以降は評価対象外とする。ただし、記載した技術については実施義務が生じるため留意すること。
	提案③	技術① +技術② +技術③	<ul style="list-style-type: none"> また、技術②又は③が技術①に対して関連性が確認できない場合、関連性が確認できるもののみを評価対象とする。

発注関係事務の運用に関する指針改正案

10月1日以降の入札公告の案件から適用

工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める

- 発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待される工事を対象に適用。
- 仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- 提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

対象工事	施工能力評価型		技術提案評価型			
	技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事			
技術提案内容	Ⅱ型	I型	SⅡ型 (現行S型)	SI型 (試行)	AⅢ型	AⅡ型 ※A型再整理
評価方法		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等に対する工夫等	工事目的物の設計変更や高度な施工技術等		
予定価格		簡易な施工計画を可・不可の二段階で評価	技術の最も高い新技術、機材、機械、工法等	部分的変更	複数の有力案	通常案は満足できない
	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価		技術提案を点数評価			
	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成			
			発注者、業者、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れない			

賃上げを実施する企業に対する加点措置

令和7年度の賃上げ総合評価においては、令和6年度と同様に継続し加点措置等を行うものとする。
(令和7年においても、評価基準に示す率の改定は行わない。)
以下参考の標準的配点を示す。なお詳細は各工事の入札説明書による。

＜参考＞

	加 算 点					合 計	賃上げ未達成の企業に対する減点
	企業の 能力等	技術者 の 能力等	地域精通度 ・貢献度等	施工計画 技術提案	賃上げを実施する 企業に対する加点		
施工能力評価型(Ⅱ型)		40			3.0	43	-4.0
施工能力評価型(Ⅰ型)		40			3.0	43	-4.0
施工計画重視型		40			3.0	43	-4.0
チャレンジ型		40			3.0	43	-4.0
技術提案評価型(S型)		60			4.0	64	-5.0
WT0技術提案評価型(S型)		60			4.0	64	-5.0

沖縄総合事務局(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式の工事における欠格事項について、
具体的な内容を記す。

□欠格件数の及び欠格者数

- 発注工事 37件 ⇒ 欠格のあった工事 7件 比率約 18.9%
- 応募者 160者 ⇒ 欠格者数 7者 比率約 4.4%

□欠格の内容

○欠格事項の傾向

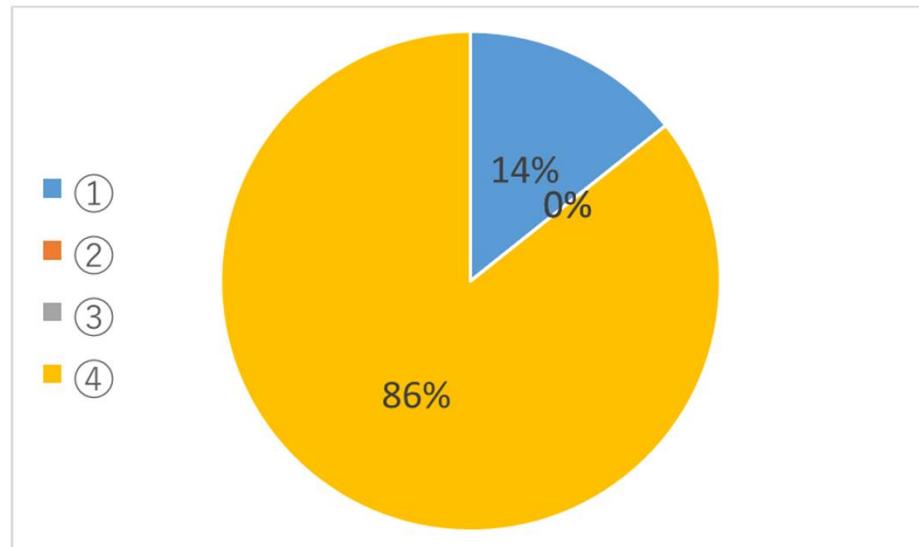
- ①配置予定技術者の工事経験 (約 14%)
- ②企業の施工実績 (約 0%)
- ③施工計画 (約 0%)
- ④書類不備 (約 86%)

○欠格事項の具体的な内容

- ①配置予定技術者の工事経験(様式3)
 - ・提出された資料から施工実績が確認できない

- ②企業の施工実績(様式2)
 - ・令和6年度は該当なし。

- ④書類不備
 - ・参加資格確認のための添付を義務付けた資料の添付がない。(様式1-1、1-2)(別記様式3-6)(別紙3)
 - ・参加資格確認のための添付を義務付けた資料の記載不備。(様式3-1)



- ③施工計画(様式4)、技術提案(様式8)
 - ・令和6年度は該当なし。

※欠格の内容は、施工実績や保有資格が確認できる資料が未添付など「**単純ミス**」が半数を占めています。
入札説明書をよく読んで資料を作成していただくようお願いします。